

第 号議案

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年三月 日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一百七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第一百八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第一百八十条に次の一項を加える。

6 第二項の賃金及び第三項の工賃の支払に要する額は、自立支援給付の額をもって充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第一百八十四条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第一百八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなら

い。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、「第八十条第二項の賃金及び同条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第八十五条中「第八十九条から」の下に「第九十一条まで、第九十三条から」を加え、「第八十五条において準用する第九十二条」を「第八十四条の二」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

## 第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木

県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

### 第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる

事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、「第七十九条第二項の賃金及び同条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第七十八条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「、第三十六条」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。